

海部医療圏保健医療計画策定委員会開催要領

(目的)

第1条 海部医療圏保健医療計画（以下「計画」という。）の見直しにあたり、海部医療圏の実情に応じた計画案を検討及び協議するため海部医療圏保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の見直しに関することについて所掌する。

(会議)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。

(運営等)

第4条 委員会は、愛知県津島保健所長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、愛知県津島保健所が行う。

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、愛知県津島保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月23日から施行する。

別表

地区医師会の代表者
地区歯科医師会の代表者
地区薬剤師会の代表者
主要病院の代表者
市町村保健衛生担当部局の代表者
市町村高齢介護部局の代表者